

令和元年度 学校いじめ防止基本方針

安来市立社日小学校

1 学校いじめ防止基本方針

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健

全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（いじめ防止対策推進法 第1条）

2 いじめ防止等のための基本的な事項

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又

は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為

の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

（2）いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 教師はいじめに容易に巻き込まれやすい。

〈教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える。〉

- ⑧ いじめは発達期の子どもに甚大な影響を及ぼす。
- ⑨ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

- ⑩ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。（安来市教育委員会）

3. いじめ防止のための内容に関する事項

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要である。そこで、本校

においては、教育活動全体を通して、自己存在感や共感的人間関係の育成を図るとともに、規範意識

を高め、豊かな人間性や社会性を育むことを目指す。

(1) いじめの未然防止の取組

①わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得（しっかりタイム、朝学習、お話タイム、漢字計算大会）
- ・算数科等における少人数指導、TTの実施（家庭科、図画工作など実施強化の工夫、にここサポートの活用など）
- ・子どもの問題意識から学習課題を設定する。（めあて）

②学び合いの徹底

- ・皆で協力して課題を解決していく中で豊かな人間関係を育む。
- ・困っていること、分からないことが普通に発信でき、互いに支え合う関係をつくる。

③学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実（グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング）
- ・居場所づくり、絆づくり（日々の授業を中心として、縦割り班活動を通して）

④社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定（田植え、野菜植え、大韓民国との交流、大山登山、修学旅行）
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

⑤児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営（運動会、学習発表会、6年生を送る会）
- ・委員会活動の充実（子どもたちの自治的活動を目指した委員会の設定）

⑥人権学習、道徳教育の推進

- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習（人権週間の設定、手紙交換）
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

(2) いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情

報

に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子

に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

①朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子

②教育相談の実施

- ・教育相談週間の設定（6月、11月）
- ・子どもと親の相談員、スクールカウンセラーによる相談活動の推進

③日常の点検

- ・生活アンケート（毎月15日）

④アンケート QU による学級生活状況調査

- ・年間2回実施（5月、10月）

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、正確な情報を集め、問題をいじめの定義をもとにチェックし、早期に組

織で指導支援を行う。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、いじめられた児童

やその保護者、いじめた児童やその保護者への対応を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱

え込まず、学校全体で組織的かつ継続的にいじめ対応マニュアルにそって対応する。

① いじめ対応のための組織

いじめを早期に解決するため、「いじめ対策委員会」を設置する。いじめ対策委員会の構成は以

下の通りとする。

<校内構成員> 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、該当学年主任及び担任

<校外構成員> 安来市教育委員会、安来警察署、安来市子ども未来課、児童相談所等の関係機関

②いじめ対策委員会の取り組み

- いじめ初期対応協議
- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- いじめ防止等に関する年間指導計画の作成（生徒指導主任）

- 校内研修会の企画・立案（生徒指導主任）

（４）いじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものまた対応が困難と認められる場合には、安来市教育委員会と連携を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、安来警察署等と相談して対処する場合もあり得る。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

①いじめ問題の対処の流れ・・・別途「いじめ対応マニュアル」参照

②いじめ対応の留意点

- いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ対策委員会を招集して適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会（当該学年・生徒指導主任）が被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- 校長は、必要があると認めるときは、被害児童、加害児童に対して適切な処置を取る。（学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント P112による）また、いじめがなくなつたかどうか最終確認をし、当該保護者に伝えるとともに、いじめが解決したと思われう場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(5) 重大事態への対応

重大事態（法 28 条 1 項）の定義

- いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 重大事態が発生した場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告する。
- いじめ対策委員会は、重大事態が発生した旨を教育委員会に報告する。
- 学校又は教育委員会は速やかに調査組織を構成する。調査組織はいじめ対策委員会に加え、

関

係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えたものとする。

- 調査組織は、先行している調査の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- 調査により明らかになった事実関係については、被害者及び加害者の児童と保護者に対して適切に情報提供する。ただし、加害児童・保護者への情報提供は予め被害児童・保護者の同意を得るものとする。